

むつ市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおりその結果を公表する。

令和4年2月2日

むつ市監査委員 齊藤 秀人

むつ市監査委員 佐々木 肇

む 監 査 第 67 号
令 和 4 年 2 月 2 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎 様

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人
むつ市監査委員 佐々木 肇

令和3年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定及びむつ市監査基準第20条の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を本職あてに通知願います。

令和3年度

定期監査結果報告書

むつ市監査委員

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象

令和2年度及び令和3年度の財務に関する事務の執行状況

- ・ 監査対象期間

令和2年4月1日から令和3年9月30日まで

- ・ 対象部局

総務部・企画政策部・財務部・川内庁舎

出納室

上下水道局

3. 監査の着眼点

本年度の監査は下記に重点を置いた。

- ・ 現金取扱事務及び窓口現金管理状況
- ・ 契約手続及び履行確認事務
- ・ 補助金の交付及び確定事務
- ・ 物品及び施設等の管理状況
- ・ 公共用施設にかかる使用申請、許可及び使用料徴収等に関する管理事務

4. 監査の内容及び実施方法

これらの事務の執行が、関係法令及び条例規則等（以下「法令等」という。）に基づいているか、経済性、効率性、有効性の観点を踏まえているか、以前の指摘事項が改善されているか等に着目し、むつ市監査基準（令和2年むつ市監査委員訓令甲第1号）に基づき実施した。

監査の方法は、あらかじめ提出を求めた財務関係諸帳簿等について、照合、調査及び確認の作業を経た後、実地調査を行い、必要に応じて関係職員からの説明を聴取する方法により、財務に関する事務処理等の適否について実施した。

予算及び事務の執行状況については、対象各部局長から概要説明を受けた。

契約手続及び履行確認事務、補助金の交付及び確定事務、公共用施設管理事務については抽出の方法によった。

5. 監査の実施場所及び日程

実施期間：令和3年9月3日から令和4年2月1日まで

監査日程は、（資料1）のとおりである。

6. 監査の結果

監査の事項別に列記する。

(1) 現金等の保管、管理状況

現金等の保管、管理状況については、実査により現金や領収書等の取扱いが適正に行われているかを審査した。

審査の結果、一部の部署において、改善を要する事項がみられたが、その他は適正に保管、管理されていた。

【改善を要する事項】

①総務課

- ・コピー機使用料について、毎日確認しているにもかかわらず、都度払い込まず、月末にまとめて払い込んでおり不適正であった。

収納した現金は毎日取りまとめのうえ、指定金融機関等に払い込まなければならない。

むつ市財務規則（抜粋）

（定義）

第2条

(6) 出納機関 会計管理者又はその委任を受けた出納員及び当該出納員から委任を受けた出納員以外の会計職員をいう。

（略）

（収納金の取扱い）

第50条 出納機関は、収納した現金を毎日取りまとめの上、納入通知書により指定金融機関等に払い込まなければならない。

②企画調整課

- ・市史等販売代金について、平日15時までに来庁し、現金で購入する者に対し、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適正であった。

むつ市財務規則（抜粋）

（納入の告知）

第37条 収入命令権者は、納入の告知をするときは、納入通知書（様式第12号）を作成し、法令等又は契約等に定めがあるものを除くほか、遅くとも納期限の10日前までに納入義務者に送達しなければならない。

（略）

（領収証書等）

第49条 出納機関又は指定金融機関等は、第43条、第44条及び第46条の規定により歳入を徴収又は収納をしたときは、領収証書等を交付するものとする。

2 出納機関が、第37条第3項の規定により納入通知書を発しない歳入の徴収若しくは収納をした場合又は歳入の出張徴収をした場合においては、領収書綴による領収書（様式第17号）を交付するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（略）

（収納金の取扱い）

第50条 出納機関は、収納した現金を毎日取りまとめの上、納入通知書により指定金融機関等に払い込まなければならない。

③市民連携課

・むつ市全図販売代金について、平日15時までに来庁し、現金で購入する者に対し、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適正であった。

④管財課

・自動販売機の釣り銭取り忘れの現金について、拾得物一覧表に事実と異なる記載を続けており不適正であった。

（警察に届けていないものを届けたと記載していた。）

記録は事実に基づき、正確でなければならない。

⑤川内庁舎管理課

出納員の印が破損により使用出来ない状態であった。（現在は改善）

⑥川内庁舎市民生活課

・むつ市ふれあいスポーツパーク使用料について、平日15時までに来庁し、現金で納入する者のうち、納期限まで10日未満である場合においても、所定の領収書（2連符）を使用せず、納入通知書（3連符）の領収書部分を渡す対応をしており、不適正であった。

(2) 予算の執行状況

予算の執行状況については、適正かつ効率的に行われているかを審査した。

審査の結果、一部の部署において、注意事項があったが、その他は概ね適正に執行されていた。例月出納検査における指摘事項2件については改善されていた。

(3) 契約事務の執行状況

契約事務の執行状況については、21件（資料2）の契約事務を抽出し、その契約方法、手続及び契約内容の適否を審査した。

審査の結果、一部の部署において、改善を要する事項がみられたが、その他は適正に執行されていた。

【改善を要する事項】

①上下水道局水道課

・三菱キャンターダンプ売払（青森800さ7862）

契約締結後に、エンジン不具合と修理の必要を理由に、買受人からの申し出により契約金額の減額に応じたことは、契約書第7条に違反しており、不適正であった。また、売払にあたり市場価格を調査せず、売払予定価格を定めていなかった。

物品売払契約書（抜粋）
（瑕疵担保）

第7条 買受人は、契約締結後、売払物品に隠れた瑕疵のあることを発見しても契約金額の減額若しくは損害賠償の請求、又は本契約の解除をすることはできない。

(4) 補助金等の執行状況

補助金等の執行状況については、10件（資料3）の事務を抽出し、手続等が適正に行われているかを審査した。

審査の結果、一部の補助金において、日付の未記入や字句の誤りなど、注意事項はあったが、その他は概ね適正に執行されていた。

(5) 財産の管理状況

物品の管理状況については、備品台帳から抽出し、取得、管理及び処分の事務処理が適正に実施されているかを審査した。

また、施設等の管理状況については、8施設等（資料4）を抽出し、維持管理及び活用について審査した。

○ 物品の管理状況

備品の管理事務については、一部の部署において、改善を要する事項がみられたが、その他は適正に管理されていた。

【改善を要する事項】

①下記の所属において、不用の決定手続きを経ないまま廃棄された備品があった。例規に則った処理をしておらず、不適正であった。

備品は市の財産であるから、処分する場合は、例規に則って処理しなければならない。

- ・ 防災安全課（抽出6点中1点を手続きせず廃棄）
- ・ 川内庁舎市民生活課（抽出15点中2点を手続きせず廃棄）
- ・ 出納室（抽出10点中5点を手続きせず廃棄）

むつ市財務規則（抜粋）
（不用の決定）

第179条 部局の長は、使用物品が不用となったとき、使用に耐えないとき、又は使用する必要がなくなったときは、備品所管異動票または物品組替票（様式第54号）により速やかに出納機関に通知しなければならない。

2 （略）

3 出納機関は、返納となった物品を精査し、不用又は修理しても使用が不可能であると判断したものについては、財務部長に通知しなければならない。

4 財務部長は、前項の規定による通知を受けたときは、不用の決定をするものとする。

②下記の所属において、所在不明の備品があった。定期的に台帳と照合し、適正に管理するよう要望する。

- ・市長公室（抽出6点中3点が不明）
- ・企画調整課（抽出7点中2点が不明）
- ・市民連携課（抽出7点中2点が不明）
- ・管財課（抽出10点中4点が不明）
- ・税務課（抽出10点中1点が不明）
- ・川内庁舎管理課（抽出13点中1点が不明）

○ 施設等の管理状況

施設等の管理事務については、概ね適正に管理されていた。

【現況】

○防災行政無線設備（防災安全課）

むつ地区と大畑地区は30年以上経過、川内、脇野沢地区は15年程度経過している。老朽化による不具合と、法令改正への対応として、デジタル化を実施する。

各庁舎及び消防署・分署、脇野沢漁協、関根浜漁協に発信設備を置き、防災情報を発信している。

受信設備は、市内278箇所の子局（スピーカー）を配置し、車両にも移動局を搭載し、情報難民を出さないよう尽力している。

○災害時用備蓄品（防災安全課：本庁舎開放エリア）

災害時用備蓄品は、各庁舎、学校、その他公共施設等合わせて35箇所で保管され、食料については適宜更新されていた。また感染症対策の資機材も整備され、非接触型体温計や段ボールベッドが整備され、避難生活に安心感を得ていただけるよう、尽力していた。

段ボールベッドは再利用でき、組み立て解体も非常にスムーズであった。

近年、自然災害が頻発し、規模も大きくなっている。避難が必要な方が避難出きずに、被災することのないよう、情報伝達のあり方や、避難の手順、方法等についても、備蓄と同じように大切であるから、講習会などを活用して、今後も市民の命を守るため尽力いただきたい。

○城ヶ沢地区集会所（市民連携課）

昭和58年に供用開始された施設で、約40年経過している。風除室と水道管の修繕を行い利用者が快適に利用出来るよう維持管理されていた。

全館冷暖房設備は使用せず、灯油ストーブで暖房していた。古いが、きれいに維持されていた。しかしながら、事務室（放送室）に、市の備品ではないものが多数保管されており、また、ボイラー室入り口の内部にパイプ椅子を大量に置くなど、不適切な状況があった。（パイプ椅子は集会室に移動済）

市は、設置者としての意識を持って、適切に管理していただきたい。

○本庁舎（管財課：屋上電気設備、空調設備、その他）

建設から25年、移転から12年経過している。庁舎、議会棟の照明LED化が終わり、電気室の改修に着手している。令和4年度に策定する本庁舎維持管理計画において、令和5年度以降の修繕計画を載せる予定である。

空調設備については、一部の修繕が完了したが、マルチエアコンの改修完了までは、なお数年かかる見通し。執務室のみならず、敷地内全体について、来庁者や職員の健康に配慮された環境を保持するよう要望する。

本庁舎屋上への外階段の劣化が激しかった。特に、積雪時、凍結時の通行に危険を伴う状況であった。また、敷地内禁煙が守られているか、検証が必要である。

○防災行政無線設備（むつ市川内庁舎2階放送室）

防災行政無線のデジタル化によって、川内地区の各家庭に配布された受信機では、音声を受信できなくなり、デジタル化以降は屋外のスピーカーから情報を得ることになる。既存の放送施設は、町内会等の放送に使うことが可であるが、維持管理は各地区が担うこととなる。なお、デジタル化により家庭内受信機が使えなくなることについて、住民の皆様の不安解消に努めていただきたい。

なお、川内庁舎全体は、非常に明るく清潔に維持されていた。

○上水道管理センター（上下水道局水道課）

平成11年供用開始した建物で、良好に保たれていた。事務の効率化を目的とした改修工事を予定している。

・中央監視室について

市内各地の浄水場について、取水する川の状態をカメラで監視したり、水質、水温、給水量などをグラフでモニターし、異常の有無を管理するため、適切に維持されていた。

・荒川浄水場について

一部石造りの施設を維持しながらも、関根地区から赤川地区までをカバーする浄水場で、適切に維持管理されていた。また、施設見学を実施しており、主に市内の小学生が見学に訪れている。2台の給水車も非常に良く管理されていた。

7. 審査意見

以上が監査の結果であるが、現金取扱事務及び文書取扱事務において、法令遵守より事務の合理化を優先した運用が複数の所属で確認された。

条文や様式は、それぞれに定められた意味があるのだから、安易に省略したり、改変したりせず、適正な事務処理を執り行うよう要望する。実態にそぐわないのであれば、例規の見直しも検討するなど、適切に運用するよう要望する。

契約事務については、今回審査した部局においては概ね適正に処理されていた。

次に、補助金交付事務については、未だ書類記載事項の検証が不十分な事例があった。特に、実績報告書及び添付書類にあっては、記載内容の検証を厳正に行うよう要望する。

財産の管理のうち、備品については、所在不明の備品が毎年確認されることに危機感を覚える。購入したが、使わず、しまい込み、何処にあるか分からない。これは無駄遣いである。必要不可欠なものを適正量購入したのであれば、所在不明は起こりえないのであるから、備品に関してもPDCAを回し、漫然と維持せず、配置目的に沿った少数精鋭となるよう、管理していただきたい。

施設等の管理については、老朽化した施設が多数であったが、適切に維持管理されていた。今後も、来庁者、利用者、職員が健康的に使用できるよう、ハード・ソフト両面で、適切なメンテナンスが行われるよう希望する。

本監査結果については、対象部局の対応にとどまらず、組織全体にわたって周知されることを望む。

(資料1)

監 査 日 程 表

月 日	区 分	担当部局	時 間	課・施設等
10月 4日(月)	実 査	総務部	9:00～10:00	市長公室・総務課・行政改革推進課
		企画政策部	10:00～10:30	総合情報課・防災安全課
		財務部	10:30～11:30	企画調整課・交通政策課・エネルギー戦略課・シオパーク推進課
		出納室	13:30～16:00	財務課・管財課・工事検査課・施設経営戦略課・税務課
			16:00～16:30	出納室
10月 5日(火)	実 査	川内庁舎	9:30～11:30	管理課・市民生活課
		上下水道局	13:30～16:00	経営課・水道課・下水道課
11月10日(水)	概要説明 現地監査	上下水道局	10:00～10:50	経営課・水道課・下水道課
			11:00～11:45	上水道管理センター・荒川浄水場
		川内庁舎	13:45～14:25	管理課・市民生活課
			14:25～14:35	防災行政無線設備(放送室)
	企画政策部	15:00～15:30	城ヶ沢地区集会所	
11月12日(金)	概要説明 施設実査	企画政策部	11:00～11:50	企画調整課・交通政策課・エネルギー戦略課・シオパーク推進課
		出納室	13:05～13:30	出納室
		総務部	13:30～14:20	市長公室・総務課・行政改革推進課・総合情報課・防災安全課
			14:30～16:00	防災行政無線設備(放送室) 災害時用備蓄品(開放エリア)
11月15日(月)	概要説明 施設実査	財務部	9:30～10:20	財務課・管財課・工事検査課・施設経営戦略課・税務課
			10:20～11:50	本庁舎屋上電気設備等
1月12日(水)	講評	財務部・総務部・ 企画政策部 川内庁舎・出納室 上下水道局	13:05～15:20	財務部・総務部・企画政策部・ 川内庁舎・出納室・上下水道局

(資料2)

審査対象契約(21件)

【総務部】

- 〈市長公室〉 ○車両運行業務委託
- 〈総務課〉 ○郵便料金計器賃貸借契約(月額使用料)
- 〈行政改革推進課〉 ○A I - O C R サービス利用契約
- 〈総合情報課〉 ○ノートP C等(テレワーク用)
- 〈防災安全課〉 ○川内町高野川地区防火水槽屋根葺き替え工事

【企画政策部】

- 〈企画調整課〉 ○キョウイク拠点によるまちづくり事業業務委託
- 〃 ○令和2年度国勢調査の実地調査業務委託(桜木会)
- 〈交通政策課〉 ○デマンド型乗合タクシー運行業務委託(単価契約)
- 〈エネルギー戦略課〉 ○令和2年度エネルギー基礎知識FMラジオ番組作成業務委託
- 〈市民連携課〉 ○GoodNeighborProject普及啓発コンビニエコバッグ製造請負

【財務部】

- 〈管財課〉 ○むつ市本庁舎公共下水道接続工事(本契約と変更契約両方)
- 〈施設経営戦略課〉 ○むつ市低濃度P C B廃棄物処分業務委託
- 〈税務課〉 ○滞納管理システム保守業務委託

【川内庁舎】

- 〈管理課〉 ○川内・脇野沢地区公共施設一般廃棄物収集運搬業務委託(アズマ産業)
- 〃 ○川内庁舎施設植栽維持管理業務委託

【上下水道局】

- 〈経営課〉 ○作業服購入
- 〈水道課〉 ○中央監視装置電気設備更新工事
- 〃 ○配水管整備事業関根地区舗装復旧工事
- 〃 ○三菱キャンターダンプ(青森800さ7862)【物品売払契約】
- 〈下水道課〉 ○むつ下水浄化センター空調機器保守点検業務委託
- 川内下水浄化センター管理汚泥棟シャッター修繕工事

(資料3)

審査対象補助金 (10件)

【総務部】

〈防災安全課〉 ○婦人防火クラブ活動費補助金

【企画政策部】

〈企画調整課〉 ○むつ市青森明の星短期大学下北キャンパス運営費補助金

〈交通政策課〉 ○廃止路線代替バス運行費補助金 (脇野沢交通)
○ " (むつ車体)

〈エネルギー戦略課〉 ○令和2年度むつ市住宅用太陽光発電システム導入支援事業費補助金

〈市民連携課〉 ○令和2年度エフエムむつ中継局運営費補助金
○コミュニティ助成事業助成金 (苫生町町内会)

【財務部】

〈税務課〉 ○むつ市納税貯蓄組合運営事務費補助金

【上下水道局】

〈下水道課〉 ○むつ市下水道配水設備工事費補助金
○むつ市浄化槽設置整備事業費補助金

(資料4)

監査対象施設等 (8件)

【総務部】(防災安全課)

- 防災行政無線設備 (放送室ほか)
- 災害時用備蓄品 (本庁舎分)

【企画政策部】(市民連携課)

- 城ヶ沢地区集会所

【財務部】(管財課)

- 本庁舎 (屋上電気設備・空調設備ほか)

【川内庁舎】(管理課)

- 防災行政無線設備 (2階放送室)

【上下水道局】(水道課)

- 上水道管理センター
- 中央監視室
- 荒川浄水場